

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	錦町商工会（法人番号 1330005007700） 錦町（地方公共団体コード 435015）
実施期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
目標	経営発達支援事業の目標 （1）小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続 （2）事業承継及び創業支援 （3）地域資源を活用した商品開発及び販路開拓
事業内容	I. 経営発達支援事業の内容 3. 地域の経済動向調査に関すること 実態に即した事業者の調査を実施し国が提供しているデータを織り交ぜた調査報告書を作成する。 4. 需要動向調査に関すること 調査項目や分析手法を具体的に設定して詳細に調査を行い、対象事業所にフィードバックする 5. 経営状況の分析に関すること 財務分析のみではなく経営課題発見に繋がる分析を行い提供する。 6. 事業計画策定支援に関すること 経営分析を行った後、経営力向上を目指し事業計画の策定を行う。 7. 事業計画策定後の支援に関すること 事業計画の進捗状況に応じて臨機応変に対応する。 8. 新たな需要の開拓に関すること 新商品の開発・個別商品の磨き上げを行うと共に、行政と連携を行い積極的な支援実施し成果を出す。
連絡先	錦町商工会 〒868-0302 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587-1 TEL：0966-38-0009 FAX：0966-38-0008 E-mail：nishiki@kumashoko.or.jp 錦町役場企画観光課 〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587 番地 TEL：0966-38-4419 FAX：0966-38-1575 E-mail：kikaku-kankou@nishiki.kumamoto.jp

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状及び課題

当商工会は錦町全域を管轄している。

1. 町の概要

①現状

(立地)

錦町は、熊本県の南部、球磨郡のやや南に位置し総面積は85,04k㎡で緩やかな盆地にあり自然条件に恵まれた災害の少ない穏やかな地勢である。

町の中心部を国道219号線が東西に横断し、国道と並行して北よりに約2キロメートル隔てて日本三大急流「球磨川」が流れる地域一帯が豊かな水や栄養分豊かな土壌を活かした水田地帯となっており、米・野菜・果樹（梨・桃）・茶葉などの農産物が豊富に収穫されている。

町内を大きく分けると南部と北部に区分される。南部は、山麓地帯だが、土地改良区の事業により、その一部が山村地域工業導入地区の指定を受け、企業誘致がなされており、団地化が進んでいる。

また、この地帯は、錦町特産の梨・桃の産地でもある。北部は、丘陵地帯で一部ゴルフ場となっている他、多くが国営川辺川土地改良事業区内であり、畑地造成と区画整理が行われている。この地帯は、全国で産地賞に輝いた錦茶の産地である。

(人口)

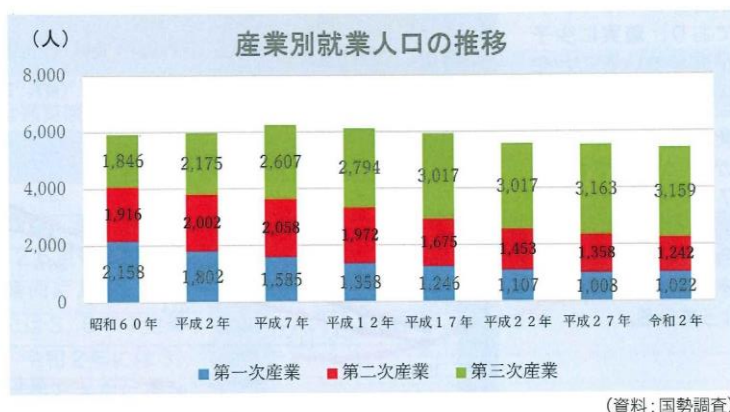
2024年9月1日、現在の人口は10,046人で、社会基盤の整備や企業誘致により昭和55年から平成7年までは増加したもののその後は僅かながら減少が続けている。

将来人口は、2030年には約9,200人、2050年には約6,900人に減少するものと推計される。

(産業)

産業別就業人口は、平成7年をピークに年々減少しており、令和2年国勢調査では5,431人と、ピーク時に比べ819人が減少している。第1次産業は、昭和60年の2,158人に比べると、令和2年までに1,136人が減少しており、高齢化による後継者不足が伺える。第2次産業は、平成7年をピークに令和2年までに816人が減少している。第3次産業は、昭和60年の1,846人から令和2年までに1,313人が増加しており、本町の就労形態を大きく変化させている。





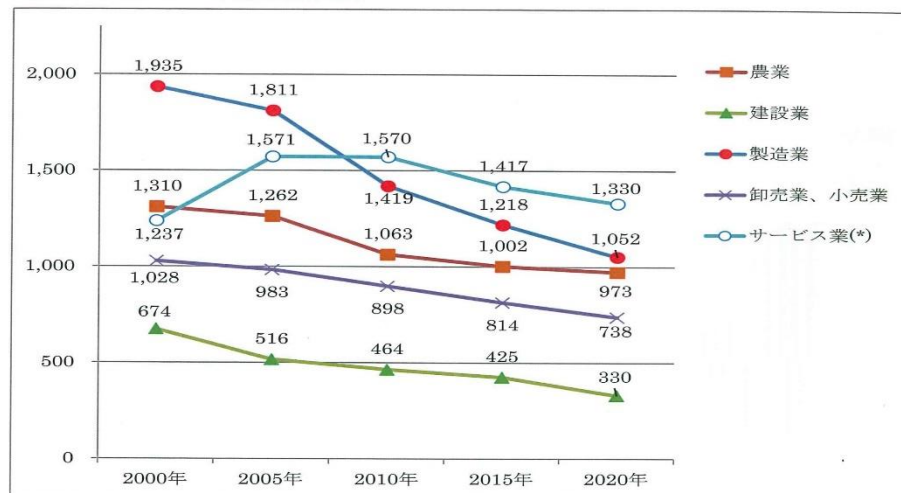
(交通)

錦町は、九州自動車道人吉インターチェンジに近く、さらに令和元年8月には国道219号に接続する人吉球磨スマートインターチェンジが開通したことでm高速交通網へのアクセスがより向上した。

②課題

主な産業における従業員数の推移を見ると2000年から2020年の全産業での減少数(1,756人)のうち、最も多いのが製造業(▲883人、▲50.2%)で全産業の6割弱(58.7%)を占める。次に多いのが建設業(▲344人、▲51.0%)であり減少率も最も大きい。逆に、医療・福祉を含むサービス業は93人増加(+7.0%)している。

図表 主な産業における錦町従業員数の推移



(資料) 総務省「国勢調査(2020年)」

農業、林業分野においては、従事者の高齢化や後継者の減少、また鹿等の有害鳥獣の急増等の問題があり、生産性の向上や農林業の維持・向上、鳥獣対策を図っていくことが求められており、新規就農者支援、A1, 1ot、ドローン、ロボット等の未来技術の導入が求められている。

商工業においては、企業誘致のため町内に整備した工業団地では、自動車産業と半導体産業の大手2社の進出で、多くの雇用が賄われてきたが、景気の浮沈を繰り返す中でその後の新規企業の進出や投資は進んでいない。また、小規模事業者においては高齢者の進行や後継者不足といった課題もあり、事業承継や持続的経営の発展が求められている。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

① 10年程度の期間を見据えて

人口減少、高齢化問題が小規模事業者へも大きく影響する懸念を踏まえて、錦町における新規創業者への支援、高齢化及び後継者不足による事業廃止を解決するための事業承継支援実施が求められる。

② 錦町総合計画との連動性・整合性

錦町では、基本計画の将来像の1つに「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」を掲げ、第6期錦町総合計画基本計画【後期】を策定するにあたり「第3期にしき・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に整備し、地方創生の取り組みをより加速させ強化することとした。政策方針として、しごと・ひとが安心して働ける町として、創業・企業誘致支援対策、商工・観光振興対策、農林業振興対策を掲げている。

③ 商工会としての役割

建設業、製造業、卸売業、飲食・宿泊業、小売業、サービス業など多業種にわたる事業者があり、安定した経営管理、事業者の持続的発展に寄与するため、継続的に支援することで町内商工業者の活性化を図り、地域経済の底上げに繋げていくことが求められる。

当会は小規模事業者支援機関としての役割を踏まえ、地域内小規模事業者の安定的な成長が地域経済の発展に不可欠であることを認識し、会員の業種ごとの商業・工業部会、青年部・女性部等の組織的活動支援及び小規模事業者の事業経営の伴走型の支援に取り組んでいる。

具体的には以下の事業等の取り組みにより、小規模事業者の経営能力の向上を図るとともに、各支援機関と連携し、創業者の創出、後継者の育成、農商工連携などの推進に努めている。

(これまで主催した主な取り組み内容↓)

主な経営能力の向上支援の取組	主な販路開拓支援の取組	主な地域経済振興支援の取組
・ 経営分析・経営計画策定支援 ・ 金融支援 ・ 創業者の創出支援 ・ 後継者の育成支援 ・ 農商工連携支援 など	・ 飲食店マップ作成 ・ 伝統工芸品マップ作成 ・ 地元スーパー売場開設 ・ H P ・ F B 情報発信 ・ 持続化補助金	・ 商品券発行事業 ・ 夏まつり開催 ・ ふるさと祭り開催 ・ 産業フェスタ・植木市開催 ・ フットパス事業

(3) 経営発展支援事業の目標

① 小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現

事業計画策定、進捗管理、フォローアップを行い、事業者との対話と傾聴により課題の原因を探り、事業者の課題解決に向けて個別支援を実施し、必要に応じて専門家を活用した支援を行い経営力向上に繋げる。

② 事業承継及び創業支援

事業承継支援については、熊本県商工会特任支援課や熊本県事業承継引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫及び錦町と連携し支援を行う。

創業支援については、熊本県商工会連合会の創業塾などを活用、資金面では日本政策金融公庫と連携し創業計画書策定支援、及び錦町からの創業支援を活用する。

③ 地域資源を活用した商品開発及び販路開拓

地域資源を活用した新商品開発を行い、新たな販路を獲得し売上拡大を図る。

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 経営発達支援事業の内容

実施期間は5年間とし具体的方針を目標ごとに設定し、積極的な支援を行う。

①小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現

事業計画策定、進捗管理、フォローアップを行い、事業者との対話と傾聴により課題の原因を探り、事業者の課題解決に向けて個別支援を実施し、必要に応じて専門家を活用した支援を行い経営力向上に繋げる。

②事業承継及び創業支援

事業承継支援については、熊本県商工会連合会特任支援課や熊本県事業承継引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫及び錦町と連携し支援を行う。

創業支援については、熊本県商工会連合会の創業塾などを活用、資金面では日本政策金融公庫と連携し創業計画書策定支援、及び錦町からの創業支援を活用する。

③地域資源を活用した商品開発及び販路開拓

地域資源を活用した新商品開発を行い、新たな販路を獲得し売上拡大を図る。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

第2期（R2.4.1～R7.3.31）ではビッグデータの活用、景気動向調査を行い、経営への影響調査を実施した。また、管内小規模事業者へ地域経済情報提供後の活用方法提案、経営課題の洗い出し提案については実施出来ていなかった。

(2) 事業内容

①国が提供しているビッグデータの活用。

事業者に対し、事業計画策定時の外部環境状況把握や政策資源を集中投下し、経済活性化を目指すため、効率的な情報収集をRE S A S（地域経済分析システム）、日本統計センターの市場情報評価ナビM i e N aを活用し、地域の経済動向分析を行い年1回公表する。

【調査内容】

- ・人口…地域を考える基礎的な条件となる人口について年齢階級別に推移を概観する。
- ・産業…地域産業に関する全体的な傾向を、事業所数・従業者数を産業大分類別に概観する。
- ・財政…各種財政指数、目的別歳出額構成比の地域間比較を行い、特徴を概観する。
- ・市場…経済指標および都道府県内・熊本県下経済での水準比較を行い、特徴を概観する。

【分析項目】

- ・「地域経済循環マップ・生産分析」→何で稼いでいるか等を分析。
- ・「まちづくりマップ・From-to 分析」→人の動き等を分析。
- ・「産業構造マップ」→産業の現状等を分析。

⇒上記の分析を総合的に分析し、事業計画策定支援等に反映する。

【実施者】

- ・ 錦町商工会（経営指導員・経営支援員）

②景気動向アンケート調査の実施

- ・ 管内全商工業者に対して実態を把握するためアンケート調査を実施する。
- ・ 小規模事業者数 287（H26 経済センサス）の約 5 % にあたる 15 事業所を対象とした景気動向アンケート調査を隔年 1 回実施、隔年 1 回報告・公表する。

【調査対象】

- ・ 実態調査…管内全商工業者
- ・ 景気動向アンケート調査…小規模事業者 15 事業所
内訳 ①商業・サービス業（6 事業所）、②観光業・飲食業（3 事業所）、③6 次産業（3 事業所）、④製造業（工業）・建設業（土木・建築業）関連業（3 事業所）

【調査内容・調査項目】

- ・ 実態調査…事業所所在の有無、住所、代表者、従業員数、売上高、業種、業況
- ・ 景気動向アンケート調査…売上額、仕入れ額（製造原価）、借入金（資金繰り）、雇用、設備投資、業況見通し、後継者、経営課題

【調査方法】

- ・ 郵送（返信封筒）、巡回・窓口ヒアリング調査

【分析手法】

- ・ 経営指導員が外部専門家と連携し分析を行う。

【実施者】

- ・ 錦町商工会（経営指導員・経営支援員）、調査機関

（３）分析・成果の活用

調査にて得た情報を専門家と共に分析・課題の抽出・整理を行い、報告書を作成し報告会やホームページで公表、管内小規模事業者のみならず行政にも周知し、本町の小規模事業者の現状を認識してもらい課題の共有化を図る。

また、基本的な情報として蓄積し、経営指導員等が巡回指導を行う際の参考資料とするとともに、小規模事業者の経営分析や事業計画策定の基礎データとして活用する。

（４）目標

支援内容	現状	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①ビッグデータによる情報収集・公表回数	有	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
②景気動向アンケート調査分析・成果の報告	無	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回

4. 需要動向調査に関すること

（１）現状と課題

本格的な需要動向調査は、平成 28 年に実施して以来実施していない。補助事業者の事業計画策定支援は行っているものの、商品自体の評価までは実施出来ていない。

今後は、支援企業や支援商品を絞り込んだ上で、調査項目や分析手法を具体的に設定してより詳細に調査を行い、対象事業所にフィードバックすることが課題である。

(2) 事業内容

今回は、非会員も含む管内事業者の中で、補助金活用事業者から、商品開発事業を実施する業種を中心として調査を行い、販路拡大に繋げ、また当該調査の分析結果を事業計画に反映する。

【調査事業者数】

補助事業実施事業者…5者

【調査手法】

販売開始時からアンケート調査を実施し、以下の調査項目についての評価を行ってもらい、経営指導員等が分析を行う。

【調査項目】

味、品質、価格、大きさ、見た目、包装デザイン等

【分析結果の活用】

分析結果は、経営指導員（場合によっては専門家）が当該事業者に対して直接説明する形でフィードバックし、更なる改良等を行う。

(3) 目標

	現状	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
調査対象事業者数	2 者	3 者	3 者	4 者	4 者	5 者

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

小規模事業者持続化補助金等の申請支援や金融支援、税務支援など経営指導の範囲内で行っているが件数が少なく、金融相談や税務相談時に財務分析を行い、経営指導を行っているが、まだ不十分である。

従って、財務分析のみならず更に一歩踏み込んだ経営課題発見につながるような定性的な分析も行っており、実施事業所に提供することが課題となる。

(2) 事業内容

①対象事業者の発掘

セミナーの開催や巡回・窓口相談指導や各種補助金申請相談・金融相談・記帳代行指導・労働保険事務代行などを通じて経営分析の必要性を訴え、事業者の発掘を行う。

②経営分析の内容

【支援対象者】

ホームページ等で非会員企業にも周知し、非会員を含めた全事業者の中から、月平均1件を目標とし、緊急度や必要度等を考慮し、ピックアップして実施する。

意欲的で販路拡大の可能性の高い事業者等を5社選定する。

【分析項目】

・財務分析等財政DD

収益性・生産性・安全性・損益分岐点等についての分析と経営指標との比較

製造業・建設業に関しては、製造原価・原価率・生産性等の分析と比較 など

・事業DD（SWOT分析）

経営資源や経営機能の強み・弱み等内部環境の分析

経営動向や競合状況等外部環境の分析

・店舗診断・事業承継・商品サービス力の分析

- ・その他、必要に応じ実施する。

【分析手法】

経営指導員はもとより経営支援員を含めた全職員体制で実施する。
独自で実施する他、県連専門家派遣事業等も活用する。

（３）成果の活用

分析結果は、事業者にフィードバックして経営課題の発見に努め、経営支援プログラムや事業計画書の策定に繋げる。

また、データベース化して内部共有することで職員のスキルアップに資する取り組みに活用する。

（４）目標

支援内容	現状	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
経営分析件数	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回

6. 事業計画策定支援に関すること

（１）現状と課題

令和 2 年 7 月豪雨や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が持続化補助金申請を大いに活用し、事業計画策定支援を実施してきた。しかしながら、まだまだ一部事業者にとどまっており、新しく掘り起しが必要であり、意欲のある事業者を増やす必要がある。

今後は、小規模事業者に経営計画策定の必要性を理解してもらい、実効性ある経営計画と一緒に策定してもらうことにより、経営計画に基づいた経営を実践してもらうことが課題である。

（２）支援に関する考え方

計画策定を契機に意識改革を促し、経営力向上を図っていききたい。

特に観光関連産業（飲食店・加工品業者等）を重点に策定支援を強化する。

非会員も対象とする。

（３）事業内容

①支援対象者

上記で支援し経営分析をした事業者を中心に行う。

②実施手法

ヒアリングを基に実施したい事業計画内容の深掘りを行い、実行可能性及び資金繰り状況を踏まえながら経営指導員はもとより経営支援員を含めた全職員体制で実施する。

（４）目標

支援内容	現状	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
事業計画策定事業者数	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者

7. 事業計画策定後の支援に関すること

（１）現状と課題

これまで持続化補助金採択者や創業計画者、マル経融資者などには現在も行っているものの、まだ策定すべき事業者は相当数あり必要性を感じている。フォローアップは行っているものの頻度が少なく支援力が不足していると感じている。

今後は、事業計画策定後に、国・県・町・熊本県商工会連合会等の行う支援策等について広報・周知を行い、活用を促すとともに、熊本県商工会連合会との連携を強化し、専門家派遣事業等の施策を活用しフォローアップを実施することが課題となる。

（２）事業内容

事業計画を策定した全ての事業者を対象とするが、事業計画の進捗状況等により、訪問回数を増やして集中的に支援すべき事業者と、ある程度順調と判断し訪問回数を減らしても支障ない事業者を見極めた上で、フォローアップ頻度を設定する。

具体的には、事業計画策定１０社のうち、５社は毎月１回、５社は四半期に一度とする。ただし、事業者からの申出等により、臨機応変に対応する。

なお、進捗状況が思わしくなく、事業計画との間にズレが生じていると判断する場合には、経営指導員や外部専門家など第三者の視点を投入し、当該ズレの発生要因及び今後の対応方策を検討のうえ、フォローアップ頻度の変更等を行う。

（３）目標

支援内容	現状	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
フォローアップ対象事業者数	１０者	１０者	１０者	１０者	１０者	１０者
頻度（延べ）数	４０回	８０回	８０回	８０回	８０回	８０回
売上増加事業者数	---	５者	５者	５者	５者	５者
利益率３％以上増加の事業者数	---	５者	５者	５者	５者	５者

８．新たな需要の開拓に関すること

（１）現状と課題

これまでは、農産物加工品業者等については、物産展やイベントへの出展等の支援等を行ってきたが、バイヤーや取扱い事業者等との取引成約にはあまり至っていない。

今後は、新商品の開発・個別商品の磨き上げを行うと共に、当地域における観光関連分野を中心とした小規模事業者に係る商品等の域外に対する認知度の向上と新たな販路開拓を図るため、地域イベント及び熊本県商工会連合会をはじめとする関係機関から情報提供される各種展示会や商談会への出展支援を行い、成果を出す事が課題である。出店事業者には今後の取組としてＤＸに向けたキャッシュレスの活用やＳＮＳの活用を推進し新たな販路を構築していく。

（２）事業内容

特産品のブランド力を構築するために、①商品力（味・価格・パッケージ・ストーリー等）の見直し、②販売方法（リアル店舗・ネットショップ）、③販売先（域内・域外）、④広報活動（チラシ・インターネット）などに関してブランド化計画の作成を行う。

商品ブランド化計画に基づき、次に掲げる物産展や評価会・商談会等に出展し、農産物加工品業者等の出展支援（ブース作成、商談対応資料作成、陳列、販促物作成等）を行い域外に対する認知度の向上とバイヤーとのマッチング機会を提供する。また、事前に催事出展に係る勉強会を実施しバイヤーとの交渉力の向上を図る。

需要動向調査を対象とした事業者を優先的に出展支援する。（１社を予定）。

以上のことを実施する中で、様々なツール（商工会や行政及び各事業者のホームページやＳＮＳ）を活用し

て情報発信を強化していく。

- ① 「くまもと物産フェア」(BtoC) …熊本県商工会連合会主催の県内物産を一堂に会した物産展
開催時期：毎年10月土日開催、来場者数：2万2千人

(3) 目標

実施内容	現状	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① の出店事業者数	1 者	1 者	1 者	1 者	1 者	1 者
① の売上高 (万円/事業者)	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

Ⅱ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

各種事業において一定の評価検証は行ってきたものの、見直しや変更については踏み込んでおらず不十分であった。

また、情報や課題の共有が出来ずに、事業が漫然と実施されていたことは否めない。

今後、本計画を実施するにあたり、成果の検証に応じて計画の見直し変更を実施するため、定期的な事業検証を行う。

(2) 事業内容

①内部監査

錦町商工会正副会長・監事（5名）で構成している「錦町商工会執行部会」へ、毎年10月に第2四半期までの事業の実施状況を報告し、評価を行い、経営指導員にて見直し案の提示を行う。

② 外部監査

錦町担当課・錦町商工会の正副会長・法定経営指導員＋中小企業診断士の外部有識者（若干名）により、「経営発達支援事業評価委員会（仮称）」を組織し、毎年4月に前年度の報告を行い、評価見直しの結果を次年度の事業実施方針へ反映させる。

③ 事業の成果・評価・見直し

結果を錦町商工会の広報・ホームページで計画期間中公表し説明する。

(<http://www.kumashoko.or.jp/nishiki/index.html>)

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

経営指導員等が小規模事業者を支援するためのノウハウ等の習得は、商工会連合会や商工会職員協議会の主催するセミナーに参加することや、球磨地域で定期的実施する勉強会に出席することにより行っていた。

しかしながら、個々の職員の能力にはバラツキがあり、職員の能力を一定レベルにアップするためには、単に研修に参加するだけでなく、ノウハウや情報を共有する仕組み作りが必要である。

また、近年の経営課題である「事業承継」等不足している知識や支援手法について資質向上を図る必要がある。

更に、支援員等においては、経営支援に関する基礎知識や基本的能力を高め、経営指導員と連携して対応する機会を増やす必要がある。

(2) 事業内容

①外部研修会等の積極的活用

熊本県商工会連合会及び中小企業基盤整備機構が支援機関を対象として開催する小規模事業支援研修(専門スタッフ研修会一般コース・特別コース、基本能力研修会、OJT研修会、その他研修会)に参加し、地域や国内の需要動向を把握するとともに経営支援のノウハウや支援の進め方等について研修し、支援能力を高める。

②OJT制度の導入

経営指導員と経営支援員がチームを組むことにより、指導・助言・情報収集方法を学ぶなど、OJTによる伴走型の支援能力を高める。

③職員間の定期ミーティングの開催

朝礼や職員会議での情報共有を図り、円滑な経営支援に資する。

④情報の共有(データベース化)

基幹システム(全国の商工会経営指導員や経営支援員が使用する商工業者情報や経営カルテを入力する共通の業務システム)を活用した情報共有を図る。

1 1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

これまでは、商工会の経営指導員等が小規模事業者を支援するノウハウは、県連合会や球磨地区職員協議会等が定期的に開催する研修会で習得してきたもので支援してきた。

しかしながら、個々の職員には得意不得意があり、職員数が減少してきた中で一定レベルの支援を継続的に提供するには、地区内の商工会職員が個別に有するノウハウや情報を共有する体制も必要である。

また、他の支援機関や専門家との連携を積極的に行い、枠を超えた支援を行うことも出てくると思われる。

(2) 事業内容

①熊本県商工会連合会及び中小企業基盤整備機構が支援機関を対象として開催する小規模事業支援研修(専門スタッフ研修会一般コース・特別コース、基本能力研修会、OJT研修会、その他研修会)に参加し、情報交換を行い、地域や国内の需要動向を把握するとともに、経営支援のノウハウや支援の進め方等について研修し、支援能力を高める。(年4回以上)

②熊本県商工会職員協議会球磨支部の職員研修会(経営指導員部会・経営支援員部会)等の研修会に参加するとともに、新たな情報交換の場を設け、各地域における小規模事業者の需要動向、支援ノウハウ、支援の現況、支援の進め方、支援体制等について情報交換を行う。これらを参考とし独自の支援力を向上させる。(年2回以上)

③南九州税理士会及び人吉税務署が開催する税務指導研修会に参加し、税務支援能力の向上を図るとともに、業界動向等の情報交換を図る。(年1回)

- ④日本政策金融公庫が毎年行う「経営改善貸付協議会」及び熊本県信用組合が毎年行う「地区総代等懇談会」に出席し、県南地域や球磨地区の金融・経済状況について情報交換を行い、金融支援の一助とする。
(年2回)

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制	
(令和 6 年 1 1 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
錦町商工会 ① 役員 16 名 (会長 1 名、副会長 2 名、 理事 14 名、監事 2 名) ② 事務局 3 名 (法定経営指導員 1 名、経営支援員 2 名) 熊本県商工会連合会 特任支援課 法定経営指導員 1 名 連 携 錦町 企画観光課 地域振興係	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 7 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 氏 名：今田 浩樹 連絡先：錦町商工会 電話 0966-38-0009 氏 名：西邨 純 連絡先：熊本県商工会連合会 電話 096-325-516	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) 経営発達支援事業の実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。 熊本県商工会連合会は、各商工会の経営発達支援計画の実施に係る指導・助言や目標達成に向けた進捗管理を行う責任者としての立場に加え、事業承継や熊本地震からの復旧復興支援の対応を行うため、令和元年度から、全国で初めて 6 名の特任経営指導員を熊本県商工会連合会に配置し、令和 2 年度には 5 名増の 11 名体制に充実させた。令和 6 年 1 2 月現在においても、引き続き、熊本県商工会連合会に 11 名の特任経営指導員を配置。担当地区を割り振り、各商工会と密に連携を図っている。特任経営指導員は、日常的に担当地区の商工会を巡回し、事業計画策定支援等、特に高度な助言が必要となる場合は、各商工会の経営指導員等と連携、協力しながら、直接支援対象先に対しての指導・助言を行っている。 特任経営指導員は各商工会所属の経営指導員と共に法定経営指導員として経営発達支援計画の目標達成に向けた進捗管理を実施する。各商工会の経営発達支援計画における法定経営指導員	

を2名体制とすることで、自然災害や新興感染症発生時のリスク分散と迅速な対応が可能となる。また、人事異動の際にも事業実施に係るノウハウが欠落するのを防ぎ、円滑な事業の承継と遂行が可能となる。以上より、本計画における法定経営指導員の配置については、熊本県商工会連合会所属特任経営指導員である法定経営指導員1名、本会所属の法定経営指導員1名の計2名を配置する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

錦町商工会

住所：868-0302 熊本県球磨郡錦町一武 1587-1

電話：0966-38-0009 F A X：0966-38-0008

Eメール：nishiki@kumashoko.or.jp

②関係市町村

錦町役場企画観光課

住所：868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587 番地

電話：0966-38-4419 F A X：0966-38-1575

Eメール：kikaku-kankou@nishiki.kumamoto.jp

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
調査研究費	100	100	100	100	100
経営分析費	100	100	100	100	100
事業計画策定費	100	100	100	100	100
展示会出展費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会自主財源（会費・手数料収入）、国補助金、県補助金、町補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	